

法 学 第 7 号
平成 28 年 4 月 1 日

各 私 立 学 校 長 様
(小・中・高・特)

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

「府中町における自殺事案に関するタスクフォース」中間取りまとめを
踏まえた生徒指導・進路指導の確認について
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。
つきましては、本通知の趣旨を踏まえ、組織的に適切な対応がなされるようお願いし
ます。

【担当】私学振興担当 中村
電話 019-629-5041 FAX019-629-5049
メールアドレス: AH0007@pref. iwate. jp

27初児生第43号
平成28年3月25日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校主管部課長
附属学校を置く各国立大学法人の長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各市町村担当部課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

坪田 知



(印影印刷)

「府中町における自殺事案に関するタスクフォース」中間取りまとめを
踏まえた生徒指導・進路指導の確認について（通知）

平素より、学校等においては、生徒指導・進路指導上の不断の改善に御尽力いただいているところ です。

しかしながら、昨年12月、広島県府中町において、中学3年生が自ら命を断つという大変痛ましい事案が発生しました。本事案に関しては、組織的な対応の欠如、情報管理の不徹底、生徒指導・進路指導上の不適切な対応といった諸課題があることが指摘されています。

このため、文部科学省としても「府中町における自殺事案に関するタスクフォース」を立ち上げ、①府中町教育委員会と関係の学校が喫緊に取り組むべき課題と、②課題解決に向けた方向性について、平成28年3月25日に別添のとおり中間取りまとめを行いました。

貴職におかれては、この中間取りまとめを踏まえて整理した下記の事項について確認し、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人にあっては附属学校に対して、株式会社立学校を認定した市町村担当部課にあっては認可した学校に対して、周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう指導をお願いします。



記

生徒指導・進路指導に係る確認事項

(学校における確認事項)

- 生徒指導・進路指導に当たっては、校長をはじめとした管理職、他の教職員に対し指導等を行う立場にある者、教員のそれぞれの責任と役割を明確にするとともに、それぞれが自覚をもって、相互に連携協力しながら職務を遂行し、校長のリーダーシップの下で組織的な対応がとられているか。
(中間取りまとめ2.(1)①関係)
- 生徒指導・進路指導に当たっては、情報の管理を徹底し、校内の各種会議や生徒指導、進路指導上の重要な指導事項に係る記録については、速やかに作成、保管するほか、校長をはじめとした管理職及び他の教職員に対し指導等を行う立場にある者による記録の正誤等の確認が徹底されるよう、必要な措置が講じられているか。
(中間取りまとめ2.(1)②関係)
- 進路指導についての学校としての方針を確立し、特に重要な情報を生徒等に伝える際の時期や方法について、十分な配慮や適切な環境の確保が図られているか。
(中間取りまとめ2.(1)③関係)
- 進路指導は生徒の能力・適性等を見極め、生徒が自主的に進路を選択して、自己実現を図れるようにするために必要な能力・態度を育成することを目的とするものであることについて、全教職員が再認識し、それを踏まえた適切な指導が行われているか。
(中間取りまとめ2.(1)④関係)
- 進路指導方針の変更の手続きや時期、周知の方法、運用の仕方等についてのルールを、全教職員間で共有できるようにするとともに、生徒・保護者に対する説明責任を果たすよう努めているか。
(中間取りまとめ2.(1)⑤関係)

(設置者である教育委員会等における確認事項)

- 設置者である教育委員会等は、平素から校長や教職員と緊密に連携を取り、各学校の課題等について常に学校と情報を共有し、必要に応じて速やかに指導、助言、援助を行うことができるよう、体制が構築されているか。
(中間取りまとめ2.(2)①関係)

以上

【本件担当】

(生徒指導について)

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導企画係

電 話 : 03-5253-4111 (内線 3298)

F A X : 03-6734-3735

E-mail : s-sidou@mext.go.jp

(進路指導について)

初等中等教育局高校教育改革PT
キャリア教育・進路指導担当

電 話 : 03-5253-4111 (内線 4728)

F A X : 03-6734-3177

E-mail : jidous@mext.go.jp

「府中町における自殺事案に関するタスクフォース」中間取りまとめ

1. はじめに

- 平成27年12月8日、広島県府中町において、中学3年生の自殺事案が発生した。前途ある中学生が自ら命を断った、大変痛ましい事案である。
今後、二度と同様の事案が起こらないよう、設置が予定されている第三者委員会において、事実の正確な究明と事態の全容解明、課題の徹底した洗い出しを行うことは必要不可欠である。
- 一方で、学校関係者自らが認めているように、本事案の背景には、組織的な対応の欠如、情報管理の不徹底、生徒指導・進路指導上の不適切な対応をはじめ、多岐にわたって大きな課題があると言わざるを得ない。
- こうした状況の中、府中町立緑ヶ丘中学校の生徒とその保護者が、不安を抱えたまま新年度を迎えることのないよう、当該中学校は、今回の事案を教訓に、責任ある組織体制の確立、生徒指導・進路指導の改善等に向けて取り組む必要がある。
- このため、府中町教育委員会においては、当該中学校が、早急に、かつ徹底してこうした取組を進めていけるよう、必要な措置を講ずることが強く求められる。
また、広島県教育委員会においても、府中町教育委員会及び当該中学校での取組が着実に進むよう、指導、助言、援助を行うことが必要であると考えられる。

2. 要改善事項

今回の事案について、今後は、府中町教育委員会の設置する第三者委員会において、事実関係の正確な究明と事態の全容解明がなされるとともに、広島県教育委員会、府中町教育委員会及び府中町立緑ヶ丘中学校が、再発防止に向けて徹底して取り組むことが必要不可欠であるが、それに先立ち、既に判明している課題や、新学期に向けて早急な対応が不可欠な取組の方向性について「中間取りまとめ」として以下のとおり示すこととする。

(1) 学校における要改善事項

- ① 校長のリーダーシップの下での組織的対応の確立
- 今回の事案においては、(i)「万引き」などの触法行為^{※1}などに対する組織的な確認、指導の欠如のほか、(ii) 校長や、他の教職員に対し指導等を行う立場にある者（以下「担当主事」という。）の生徒指導推進委員会など校内の重要会議への日常的な欠席、(iii)「推薦・専願基準」の変更等の重要決定事項に対する校長の主体的な判断の不足など、校長や担当主事等が一体となった、組織的な対応がとられていないことが課題であると考えられる。

(※1) 触法行為とは、刑罰法令に触れる行為だが14歳未満のために刑事責任を問われないものをいう。

- このため、校長をはじめとした管理職、担当主事、教員のそれぞれの責任と役割を明確にするとともに、それぞれが自覚をもって、相互に連携協力しながら職務を遂行し、校長のリーダーシップの下で組織的な対応がとられるよう、早急に措置を講ずる必要がある。

② 情報管理の徹底

- 今回の事案においては、(i)「万引き」が行われた事実について、学校と保護者、生徒等との間で速やかな確認、事後指導が行われなかったこと、(ii)生徒指導推進委員会の資料において「万引き」の記録を行う際、個人名が口頭で伝達され、名前が取り違えられて記録されたこと、(iii)生徒指導推進委員会でミスが発覚し、訂正する機会があったにもかかわらず、必要な訂正が行われなかったこと、(iv)生徒指導推進委員会や教員による進路指導に係る記録の作成、保存などが不適切であったことなど、情報管理が不徹底であったことが課題であると考えられる。

- このため、校内の各種会議や生徒指導、進路指導上の重要な指導事項に係る記録については、速やかに作成、保管するほか、校長をはじめとした管理職及び担当主事等による記録の正誤等の確認が徹底されるよう、早急に措置を講ずる必要がある。

③ 進路指導の在り方の改善

- 今回の事案においては、「万引き」の事実確認や推薦されないこと等の進路指導上の重要な情報を伝える時期や方法について、十分な配慮や適切な環境の確保がなされなかったことなど、不適切な進路指導が行われたことが課題であると考えられる。

- このため、進路指導上の重要な事項を、いつ・どこで・どのような形で、生徒やその保護者等に対して伝達し、相談するか等についての方針を学校として確立するなど、進路指導の改善が図られるよう、早急に措置を講ずる必要がある。

④ 進路指導の在り方を踏まえた「推薦・専願基準」の見直し

- 進路指導は、生徒の能力・適性等を見極め、生徒が自主的に進路を選択して、自己実現を図れるようにするために必要な能力・態度を育成することを目的とするものであるが、今回の事案においては、生徒の将来に重要な影響を与える進路決定を行うに際し、1年生時の触法行為のみをもって機械的に判断が行われた^{※2}ことが課題であると考えられる。

(※2) 府中町立緑ヶ丘中学校は、学校で設けている「推薦・専願基準」に係る考え方を平成27年11月に変更し、1年生時の触法行為をもって「推薦・専願」を認めないこととしたとされている。

- このため、今後「推薦・専願基準」を見直す場合には、進路指導の基本的な考え方をしっかりと踏まえつつ、当該基準の文言の明確化や適正化を図る必要がある。

⑤ 「推薦・専願基準」の運用プロセスの見直し

- 今回の事案においては、(i) 推薦の可否決定の直前の時期(11月20日)に、「推薦・専願基準」の重大な変更が行われたこと、(ii) 当該変更に係る説明が保護者や生徒に対して行われなかったこと、(iii) 変更後の「推薦・専願基準」が遡及的に適用されたことなどが、課題であると考えられる。
- このため、学校は自らの説明責任を自覚した上で、変更の手続き、時期、周知の方法、運用の仕方等についてのルールを明確にし、全教職員間で共有できるよう、措置を講ずる必要がある。

(2) 府中町教育委員会における要改善事項

① 学校と連携・協力・情報共有を緊密に行う体制の確立

- 今回の事案においては、府中町教育委員会が、(i) 町内の学校(府中緑ヶ丘中学校及び府中中学校)における「推薦・専願基準」の運用状況等や、(ii) 不適切な進路指導の実態など、自ら設置する学校の状況を十分に把握していなかったことが課題であると考えられる。
- このため、町教育委員会は、平素から校長や教職員と緊密に連携を取り、各学校の課題等について常に学校と情報を共有し、必要に応じて速やかに指導を行うことができるよう、体制を構築することが必要である。

② 学校に対する指導、助言、援助を徹底できる体制の確立

- 今回の事案においては、上記に掲げたように、組織的な対応の欠如、情報管理の不徹底、生徒指導・進路指導上の不適切な対応といった諸課題があると考えられる。
- このため、府中町教育委員会は、今回の事案を教訓に、当該中学校において早急に改善を要する事項について、着実に取組が進められるよう、教育委員会内に必要な体制を整備するとともに、改善に向けた工程表の策定など、学校に対する指導、助言、援助を徹底する必要がある。

文部科学省は、これまで、3月9日に義家文部科学副大臣を緊急に派遣し、教育委員会や学校への聞き取り、指導を行ったほか、職員を継続的に現地に派遣し、必要な支援を行ってきた。また、10日には省内に「府中町における自殺事案に係るタスクフォース」を設置し、今回の事案についての状況把握や再発防止策等を検討してきたところである。

今後、文部科学省においても、今回の事案を教訓に、全国的な生徒指導・進路指導の改善・充実に向け、引き続き取り組んでいくこととする。

(以上)